

# 異性間の〈性的同意〉に関する経験的研究

大月 隆生

近年、性暴力をめぐる刑法改正や啓発の議論において、性的行為への行為者間の同意を意味する〈性的同意〉が焦点化されてきた。〈性的同意〉は、性暴力における暴力行為やそれを裁く司法など、様々なフェーズで自らの意思を軽んじられてきた性暴力被害者の声から出てきた、性暴力を問う上での重要な概念である。刑法においては被害者の〈同意〉を中核に据えた性犯罪規定の在り方が議論されている。また積極的で明示的な「Yes」を〈同意〉とする啓発が、連動して広がっている。

既存の議論では、それが性暴力を背景にするが故に、〈性的同意〉がそのあるべき姿から論じられてきた。しかし、そこで前提にされる「Yes/No」を明示できる主体像や、「積極的」かつ「明確」に性的行為そのものへの〈同意〉を行うという主体像は、必ずしも〈性的同意〉のリアリティと合致しない可能性があり、〈性的同意〉を一般化し一律に扱うことへの慎重さが問われてきた<sup>1</sup>。

こうした動向に鑑みて、本研究では〈性的同意〉を個別具体性の高いものと想定し、性的行為に対する〈同意〉のプロセスを人々がどのように行っているかを、具体的な関係と場面から考えた。このとき、本研究においては〈性的同意〉に「明確さ」や「積極性」を求めず、「行為者間の性的行為に対する同意」として広義かつ個別具体的に考えた。

各章の構成は以下の通りとした。

1 章では、本研究で〈性的同意〉を扱う意味を、その重要性から述べた。1 章 1 節では、既存の〈性的同意〉に関する議論が必ずしもそのリアリティに合致しないという立場から、本研究における〈性的同意〉の定義を示した。また、個別具体のリアリティから〈性的同意〉を捉え直すことは、刑法や啓発における議論と対立するのではなく、異なる立場や考え方を繋ぐものであることを、「道徳」と「倫理」の関係から述べた。そののち、1 章 2 節および 3 節では、刑法や啓発で〈性的同意〉が焦点化され、そこで「明確」で「積極的」な「Yes means Yes」型が望ましいとされることを、刑法改正に関する資料や提言などから確認した。

2 章では〈性的同意〉に関する先行研究について、法的議論と啓発議論に大別し検討した。そ

---

<sup>1</sup> (嘉門 2019)や(江口 2016)など。詳しくは 2 章で述べている。

れにより、1 章 1 節で確認した〈性的同意〉の概念とリアリティの乖離という懸念を整理し、本研究の論点を明確化した。先行研究に鑑みて、2 章 3 節では論点を〈(1)ジェンダーの後景化・素朴理解(2)コンテキストの後景化(3)強い主体の要請〉の 3 点に整理した。この論点を個別具体の〈性的同意〉のリアリティから検討し、刑法や啓発といった道徳的なく性的同意〉の議論を発展させることが本研究の目的であると、2 章 4 節で述べた。

3 章では調査の概要について、その目的や倫理的配慮などを述べた。特に異性間の〈性的同意〉を調査することについて、それがジェンダーの非対称性を最も顕在化させる関係であること、性暴力が常にジェンダーの非対称性の視点から問われてきたことに鑑みて、〈性的同意〉もジェンダーの非対称性に注目して分析する必要があることを述べた。

4 章では、調査によって得られた結果を分析・考察した。ここで明らかにする個別具体のリアリティにおける〈性的同意〉のプロセスは、〈性的同意〉のあるべき姿として提示されている「非継続性」などの観点に立てば、批判されるものが多い。しかし、本研究ではこれを単に批判せず、そのリアリティの中で立ち上がる倫理のプロセスと、能動/受動で表しきれない行為者間で生成されるコミュニケーションに着目し、異性間の〈性的同意〉における非対称をいかに行為者間で再生産したり越境したりしているかを考察した。

5 章では、本研究の結論と課題を示した。その際、2 章 3 節で述べた 3 つの論点に鑑みて、それぞれ述べた。5 章 1 節では「(1)ジェンダーの後景化」について、〈性的同意〉における相互行為の中で《能動化される男性》《受動化される女性》が維持されると共に、それが言語によって意思に基づくものとして上書きされることを述べた。このとき、言語を問わず「〈同意〉を確認する」ことを求めることが、〈性的同意〉における能動/受動の非対称を維持、促進させ得る懸念を述べた。5 章 2 節では「(2)コンテキストの後景化」および「(3)強い主体の要請」について、〈性的同意〉の行為者にとって意思は能動/受動では捉え切れない複合体的な相互行為の中で生成されるものであることを述べた。リアリティとしての〈性的同意〉の「である」と、啓発や刑法としての〈性的同意〉の「べき」の乖離を接続することが、それらを相互に創造すると述べた。5 章 3 節では、〈性的同意〉の道徳的議論と個別具体的なリアリティを繋ぐものとして、言語の可能性と重要性を述べた。個別具体的な倫理のプロセスから生成される、《関係間コミュニケーション》における言語が、〈性的同意〉における能動/受動の非対称を既定する既存の言語を問い直す解体実践になり得ることを述べた。また〈性的同意〉を、能動/受動の非対称を既定する既存の言語に則った《言葉で確認する》ことも、それが行為者間の差異を意思として前景化させる点で重要であることを述べた。